

# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 清田 哲也

## 1 日 時

令和4年4月21日（木） 午後1時35分から  
午後3時08分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

清田哲也、木付親次、嶋幸一、成迫健児、浦野英樹、吉村哲彦、小川克己

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸、堤栄三

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 島津恵造 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 令和4年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 県計画等の策定・変更スケジュールについて、令和4年度大分川・大野川総合水防演習について及び宅地造成等規制法の改正について、執行部から報告を受けた。
- (3) 県内所管事務調査の行程について決定した。
- (4) 県外所管事務調査について協議した。
- (5) 委員会資料について、今後の委員会ではタブレットによる説明を原則とし、紙資料は原則使用しないことを決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 松井みなみ  
政策調査課政策法務班 副主幹 志村直哉

# 土木建築委員会次第

日時：令和4年4月21日（木）13：30～

場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

13：30～14：50

- (1) 令和4年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
  - ① 県計画等の策定・変更スケジュールについて
  - ② 令和4年度大分川・大野川総合水防演習について
  - ③ 宅地造成等規制法の改正について
- (3) その他

## 3 協議事項

14：50～15：00

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**清田委員長** ただいまから、土木建築委員会を開きます。

説明に入る前に、初めての委員会なので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**清田委員長** では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹〕

**清田委員長** また、本日は委員外議員として守永議員、堤議員が出席されています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の松井君です。（起立挨拶）

政策調査課の志村君です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔島津土木建築部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**清田委員長** ここで、今任期中の土木建築委員会における委員外議員の発言について、委員の皆様にお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められています。本委員会の円滑な運営のため、委員から特に御異議が出た場合を除き、発言を許すか否かについては、委員長に一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、今後委員外議員の発言を許すか否かについては、私に御一任いただきます。

委員外議員の皆様をお願いします。

発言を希望される場合は、委員の質疑、討論終了後に挙手の上、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を進めるので、委員外議員の皆様にはあらかじめ御了解をお願いします。

それでは、令和4年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**島津土木建築部長** それでは、土木建築部の概要について総括的な説明をします。

お手元の土木建築委員会資料の3ページを御覧ください。

最初に、1の組織ですが令和4年度は令和3年度と同様に、本庁は12課3室、地方機関は12土木事務所と玉来ダム建設事務所等を含めて14事務所となっています。

2の職員ですが、本庁及び地方機関で事務職員271人、技術職員487人、技能労務職員51人の合計809名となっています。

3の令和4年度の主な組織改正についてです。1点目は着実な災害復旧のための体制整備です。令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興のため大分土木事務所砂防班に1名増員及び日田土木事務所河川砂防第一班に1名増員しています。

2点目は防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策に係る体制強化です。国土強靱化5か年加速化対策を推進するため、別府土木事務所砂防班に1名増員しています。また、砂防課管理・企画調査班及び土砂災害防止対策班を管理班及び企画・土砂災害対策班に再編しています。

次に、4ページを御覧ください。

3点目は土木建築部の電子化推進のための体制整備です。公共事業総合支援システムの抜本的な見直しなどを推進するため、公共工事入札管理室公共工事入札管理班を入札管理班及び公共工事システム班に分割し、2班体制に強化しています。

4点目は九州の東の玄関口に係る拠点化推進です。大分空港海上アクセス整備事業や大分港の整備を積極的に推進するため、大分土木事務所大分港整備班に1名増員しています。

続いて、土木建築部関係の当初予算について御説明します。

次の5ページを御覧ください。左側の（1）予算のポイントを御覧ください。令和4年度の県政推進指針を踏まえて、土木建築部の主な取組をまとめています。

まず、1点目の強靱な県土づくりと危機管理体制の充実です。令和2年7月豪雨をはじめとする近年のたび重なる豪雨や台風被害を踏まえ、自然災害の頻発・激甚化に対応する抜本的かつ総合的な治水対策を推進するとともに、南海トラフ地震に備えた地震・津波対策など、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用しながら、県土のさらなる強靱化を推進していきます。

2点目はまち・ひと・しごとを支える交通ネットワークの充実です。九州の東の玄関口として、人・物の流れの拠点づくりなどを進めるため、港湾や中九州横断道路、中津日田道路などの高規格道路並びにインターチェンジへのアクセス道路など、交通ネットワークの整備を推進していきます。また、通学路合同点検を踏まえた安全・安心な通学路の整備についても、スピード感を持って進めていきます。

次の6ページを御覧ください。

(2) 事業体系です。土木建築部が取り組む主な事業を掲げています。詳細については、後ほど各課室長から御説明します。

次に、7ページを御覧ください。

(3) 当初予算額のうち一般会計については土木建築部総額で9億6,537万4千円を計上しており、この内訳は公共事業が6億6,359万6千円で、単独事業が3億1,777万6千円となっています。その下に記載しているとおり県総額の7,178億4,100万円に対して13.5%の占有率です。また、令和3年度当初予算額と比較すると対前年比として記載しているとおり、率にして98.5%金額で1億4,348万5千円の減となっています。これは、過年度に発生した災害復旧事業及び災害関連事業の完了に伴う減額が主な理由となります。

続いてその下、大分県公債管理特別会計ですが、道路事業及び街路事業における国からの無利子貸付金の返還に係るもので、予算額は4億1,546万円です。その下、臨海工業地帯建設事業特別会計ですが、大分港6号地C-2地区の造成に要した起債の元利償還などに係るも

ので予算額は13億8,405万2千円です。

その下、港湾施設整備事業特別会計ですが、大分港大在西地区等の埠頭用地の造成や昨年度から着手しているガントリークレーンの更新事業などに係るもので、予算額は4億8,505万7千円です。

最後に(4)繰越明許費を御覧ください。年度をまたいだ適切な工期で発注するため、昨年度9月補正及び12月補正での承認をいただいたことに加え、用地交渉の難航などやむを得ず令和4年度に繰り越す事業について、2月補正で追加承認をいただいています。一般会計で6億3,247万6千円、港湾施設整備事業特別会計で7億8,767万円の限度額となっています。

次の8ページから11ページまでは、予算の内訳など記載しています。

**石掛土木建築企画課長** 土木建築企画課関係について御説明します。資料の12ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、本課の班の構成は総務班、経理・厚生班、企画管理第一班、企画管理第二班及び建設業指導班の5班で部長、審議監を含め31名の職員を配置しています。

続いて地方機関ですが、次の13ページから15ページにかけて記載しているように、12土木事務所に合わせて553名の職員を配置しています。

次に、16ページを御覧ください。

3の重点事業について御説明します。

(1)の建設産業構造改善・人材育成支援事業ですが、建設産業における人材確保等を図るため、就労環境改善や若年労働者への資格取得支援に積極的に取り組む企業への助成を行っていきます。また、建設労働者のUIJターン促進に加え、産学官で連携し、メディアを活用した建設産業の魅力発信などを行うものです。

(2)の建設産業女性活躍推進事業ですが、建設産業における女性の活躍を推進するため、経営者向けのトップセミナーを開催するほか、女性がドローンによる測量や積算、コスト管理、情報発信力などの技術を習得するためのスキル

アップセミナーなどを実施するものです。

これらの取組を通じて、県内建設産業の活性化やイメージアップを図っていきます。

**秋月公共工事入札管理室長** 公共工事入札管理室関係について御説明します。資料の17ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当室には9名の職員を配置し、公共工事に係る入札・契約制度に関する業務を行うほか、本年度からは新たに公共工事システム班を設置し、システムの運用及び改善に取り組んでいます。

3の主要な取組ですが、入札契約制度における透明性・公正性・競争性の確保の観点から、一般競争入札の適切な運用や入札・契約に関する情報の公表に取り組んでいます。また、工事の品質確保を目的とした総合評価落札方式やダンプング対策としての最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を運用しています。

ここで、現在の大分県の公共工事入札制度の概要について御説明します。

次に、18ページを御覧ください。

表の上段のダンプング受注防止対策については、予定価格5千万円未満の工事には最低制限価格制度、5千万円以上の工事には低入札価格調査制度を適用しており、2月の国の算定式の見直しにあわせて5月1日より新たな算定式を適用します。

表の中段の落札者決定方式については、5千万円未満の工事には価格のみの競争である最低価格落札方式を適用し、5千万円以上の工事には公共工事の品質確保を目的として、価格と品質が総合的に優れた業者を落札者とする総合評価落札方式を適用しています。

表の下段の契約締結方法については、4千万円未満の工事には指名競争入札、4千万円以上の工事には一般競争入札を適用しています。地域の安全安心を支える、健全な地元中小建設企業の育成確保を見据え、一般競争入札の対象金額の拡大は控えています。今後とも透明性・公正性・競争性及び工事品質の確保等に資するよう、入札・契約制度の適切な見直し、運用に努めていきます。

**五ノ谷建設政策課長** 建設政策課関係について御説明します。資料の19ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが本課の班の構成は管理調整班、企画・アセットマネジメント推進班、建設技術情報班及び事業・環境評価対策班の4班で17名の職員を配置しています。

次に、20ページを御覧ください。

3の重点事業について御説明します。

(1) 共生のまち整備事業は、高齢者や障がい者など全ての県民が自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、歩道の段差解消や、スロープ・手すりの設置など、県が管理する公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進するものです。

(2) 地域の安心基盤づくりサポート事業は地域に安心して住み続けられるよう、防災や生活環境の保全を図るため、河川等の倒木や流木の除去などを業者と連携して行うとともに、ボランティア等の地域活動を支援する作業環境の整備や資機材の貸与等を行うものです。

(3) 建設産業DX推進事業は、本年度からの新規事業で、建設産業の生産性向上を図るため、ICT施工に取り組む建設業者に対し建設機械のICT化を支援するほか、県発注工事においてカメラ映像を利用した遠隔臨場を推進するための機器購入等を行うものです。

**多田工事検査室長** 工事検査室関係について御説明します。資料の21ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当室の班の構成は工事検査第一班と工事検査第二班の2班体制で8名の職員を配置しています。

2の分掌事務としては、土木建築部、農林水産部の工事の検査を行っており、両部の検査の統合、一元化によって検査の充実、効率化に努めています。

3の主要な取組ですが、工事監督・検査業務に関する研修の充実に取り組んでいます。現在、工事完了時には、公共工事の品質確保・向上を目的として技術検査、指導に重点を置いて検査を行っていますが、今後、検査員・監督員の技術向上や成績評定における評価者のスキル

アップを一層進めるため、業務経験に応じ、実例をいかしたきめ細かい研修に取り組んでいきます。

**釘宮用地対策課長** 用地対策課関係について御説明します。資料の22ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、本課の班の構成は用地指導班及び収用管理班の2班で8名の職員を配置しています。

次に、2の分掌事務としては、公有地の拡大の推進に関する法律等の施行や、土木事務所に属する用地買収、物件補償の指導調整並びに大分県土地開発公社の指導監督などの業務を行っています。

3の主要な取組として、事業進捗を図るために必要な事業用地の計画的取得に向け、各土木事務所等への指導を行うとともに、用地担当職員の資質向上に向けた各種研修の充実を図っていきます。

**竹島道路建設課長** 道路建設課関係について御説明します。資料の23ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、本課の班の構成は管理班、企画調査班、国道班、県道班及び高速交通ネットワーク推進班の5班で20名の職員を配置しています。また、昨年度よりNEXCO西日本に1名の職員を研修派遣しています。

次に、24ページを御覧ください。

3の重点事について御説明します。

(1) 道路改良事業ですが、部の長期計画である、おおいた土木未来(ときめき)プラン2015や道路の部門計画である、おおいたの道構想2015に基づき、県内外の拠点間を結ぶ幹線道路として、また地域の生活道路として、重要な機能を有する国道、県道の整備を効果的かつ効率的に推進するもので、国・県道70か所で事業を進めています。

次に、25ページを御覧ください。高速交通体系についてです。

平成28年4月に縦軸である東九州自動車道北九州-大分-宮崎間が全線開通しましたが、本県区間の暫定2車線の4車線化については宇佐IC-院内IC間、臼杵IC付近、大分宮河内IC-臼杵IC間について、NEXCO西日

本により事業が進められています。さらには津久見IC-佐伯IC間の一部区間について、今年度より新規事業化が図られました。残る暫定2車線区間の早期事業化についても、引き続き国等に働きかけていきます。横軸となる中津日田道路について、図の左上水色の部分ですが、国の直轄権限代行区間の三光本耶馬溪道路については、田口IC-青の洞門・羅漢寺IC間の令和5年度供用に向けて事業が進められています。引き続き、日田山国道路と耶馬溪山国道路とあわせて進捗を図っていきます。

同じく、横軸となる中九州横断道路について、図の中央、水色の部分ですが、大分-犬飼間に関する第1回計画段階評価が、本年1月に開催されました。今後も同区間の早期事業化と竹田阿蘇道路の早期着工に向けて、沿線自治体と連携して、国に働きかけていきます。

**中村道路保全課長** 道路保全課関係について御説明します。資料の26ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、本課の班の構成は道路管理班、防災・保全班及び施設改良班の3班で15名の職員を配置しています。

次に、27ページを御覧ください。

3の重点事業について御説明します。

(1) の県単独の道路改良事ですが、安心活力発展の大分県の実現に向けた県土づくりの基本指針である、おおいた土木未来プラン2015や、道路の部門計画おおいたの道構想2015に基づき、生活の安全・安心と利便性向上を図るため、地域の暮らしを支える道路等に残された未改良区間の拡幅や線形改良等の整備を実施するものです。

(2) の交通安全事業は、学校、警察、教育委員会等の関係者と実施している通学路の合同点検によって抽出された危険箇所等において、歩道の整備や防護柵の設置等の対策を進め、通行空間の安全を確保するものです。

(3) の身近な道改善事業は、地域の暮らしを支える道路の整備として、道路敷の有効活用による通行スペースの確保、見通しを妨げる街路樹の伐採などを実施することで、地域に身近な道路の利便性、安全性の向上を図るものです。

(4)の道路施設補修事業は、高度経済成長期に建設された橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化に対応するため、長寿命化計画に基づき、計画的に補修を進めるものです。また、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時に落橋や橋脚の倒壊等の致命的な損傷を未然に防止するため、耐震補強を計画的に実施するものです。

**成瀬河川課長** 河川課関係について御説明します。資料の28ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、本課の班の構成は管理・水資源対策班、企画調査班、河川整備班、防災班及びダム・海岸班の5班で23名の職員を配置しています。また、当課所管の地方機関として次の29ページに記載しているように、玉来ダム建設事務所及び芹川・北川ダム管理事務所を設置しています。

次に、30ページを御覧ください。

3の重点事業について御説明します。

まず、(1)の広域河川改修事業ですが、台風や梅雨前線豪雨による洪水被害を防止・軽減するため、河道掘削や築堤・護岸等の改修工事を行い、河川の流下能力の向上を図るものです。今年度も引き続き、平成29年の台風第18号により被災した津久見市の津久見川や、令和2年の7月豪雨により被災した日田市の天ヶ瀬温泉街を流れる玖珠川などで事業を推進します。

次に、(2)の治水ダム建設事業ですが、たび重なる大水害を受けた竹田市の洪水防止対策などを推進するものです。

平成3年度に稲葉ダム、玉来ダムが事業採択され、平成22年度には稲葉ダムが完成しています。玉来ダムについては、平成29年度に本体建設工事に着手しており、平成30年10月に開始した本体コンクリート打設が令和3年8月に完了しました。今年度は完成に向け、ダム止水対策工事や管理用道路工事などを進めるとともに、秋口頃からは試験湛水を実施する予定です。

**小野港湾課長** 港湾課関係について御説明します。資料の31ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、本課の班の構成は、

管理班、企画調査班、港湾整備班、防災・海岸班及び港湾振興班の5班で21名の職員を配置しています。

次に、32ページを御覧ください。

3の重点事業、九州の東の玄関口としての拠点化について御説明します。本県が九州の東の玄関口として発展していくため、人の流れの拠点となる別府港ではフェリーの大型化への対応やにぎわいの創出、物の流れの拠点となる大分港大在西地区では新たなターミナルの整備など、港湾の機能強化に取り組んでいます。大分港大在西地区では、国直轄事業により岸壁などの整備に令和2年度から着手しています。また、県では岸壁背後の埠頭用地や臨港道路の整備に本年度から工事着手します。まずは、令和6年度の1バース目供用開始を目指し整備を進めていきます。あわせて、RORO船や定期コンテナ船の取扱貨物量の増加や新規航路の誘致など、ポートセールスにも力を入れていきます。具体的には、利用促進セミナーの県内外での開催や、企業訪問活動などに取り組んでいきます。

**森崎砂防課長** 砂防課関係について御説明します。資料の33ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、本課の班の構成は管理班、企画・土砂災害対策班、砂防施設整備班の3班で15名の職員を配置しています。

次に、3の重点事業ですが(1)の通常砂防事業・火山砂防事業は、土砂災害から住民の生命や財産を保全するため、土石流等のおそれがある溪流において、砂防堰堤などの整備を実施するものです。

次に、(2)の急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ等から住民の生命を保護するため、急傾斜地の擁壁工や法面对策工を実施するものです。

**樋口都市・まちづくり推進課長** 都市・まちづくり推進課関係について御説明します。資料の34ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、本課の班の構成は管理・土地利用班、都市計画班、街路・区画整理班及び景観・まちづくり班の4班で23名の職員を配置しています。

次に、35ページを御覧ください。

3の重点事業について御説明します。

まず(1)の街路改良事業は、豊かで活力ある街づくりや安全で安心できる市街地形成のための街路整備を推進するものです。その中でも、高規格道路でもある庄の原佐野線下郡工区は、インターチェンジアksesや交通渋滞の緩和、また、津波災害等の大規模災害時における緊急輸送道路の確保など、大分県の発展と大規模災害時の対策に欠かせない重要な街路改良事業です。今年度は、橋梁下部工事に着手するなど、事業の進捗を図っていきます。

(2)の都市政策推進費は、都市計画区域をはじめとした都市計画の見直しのため、人口規模や建築物、土地利用の動向などの都市の現状及び将来の見通しに関する基礎調査及び基礎調査データのGIS化やオープン化を進めるものです。今年度は、新たに大分都市圏における交通体系の将来像と、その実現に向けた基本方針を検討するため、中九州横断道路の整備に伴う影響を把握する交通量推計を実施します。

**藤内公園・生活排水課長** 公園・生活排水課関係について御説明します。資料の36ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、本課の班の構成は都市公園管理班、都市公園整備班及び生活排水・下水道班の3班で15名の職員を配置しています。

次に、3の重点事業ですが(1)の県営都市公園長寿命化等対策事業は、大分スポーツ公園ほか3公園における老朽化した公園施設の更新を行い、安全性確保や延命化を図るものです。

次の(2)生活排水処理施設整備推進事業は市町村が実施する生活排水処理施設の整備に対し、県費交付金及び補助金による助成を行い、生活排水処理対策の推進を図るものです。

**中園建築住宅課長** 建築住宅課関係について御説明します。資料の37ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、本課の班の構成は管理・ニュータウン班、企画調査班、指導審査班の3班で14名の職員を配置しています。

次に、38ページを御覧ください。

3の重点事業の(1)建築物グリーン化促進

事業です。本事業は、グリーン社会の実現に向け、省エネ建築物の普及促進を図るため、建築関係団体等と連携し、ネットワーク体制の構築などを行うとともに、県内技術者への啓発や県民の意識醸成を行うものです。

次に、(2)の子育て・高齢者世帯住環境整備事業です。本事業は、子育て世帯の住環境の向上や、三世代近居・同居の支援、高齢者の暮らしの安心確保のため、住宅改修に対する市町村補助金への助成を行うものです。

**大谷公営住宅室長** 公営住宅室関係について御説明します。資料の39ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当室の班の構成は住宅整備班、住宅管理班の2班で8名の職員を配置しています。

次に、3の重点事業ですが(1)の県営住宅等管理対策事業は、管理代行者への委託や計画的修繕等により県営住宅等8,634戸の管理を実施するものです。

次に、(2)の既設県営住宅改善事業は、県営住宅の既存ストックを有効利用し、住棟の給水管更新や外壁等の計画的な改修を実施するものです。

**桑田施設整備課長** 施設整備課関係について御説明します。資料の40ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、本課は企画調査班、技術管理班及び保全計画班の3班で構成されており14名の職員を配置しています。

次に、3の重点事業ですが(1)の県有建築物防災対策推進事業は、県有建築物における吊り天井の耐震化を計画的に行うものです。今年度は、別府コンベンションセンターの設計委託や総合文化センターの工事などを予定しています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

**木付副委員長** ロシアのウクライナ侵攻で、原油が上がっています。新聞報道によると、H型鋼とか、鉄筋が値上がりするという報道があるんですが、これが積算単価にどのように反映してくるのかなど。当然単価は上がるんでしょう



けど、どのような考えを持っているのか。

二つ目が、アイコンストラクションですね。DXの推進事業を新規でやっていますけど、遠隔臨場が始まった事務所もあるみたいです。これは業者にとっては大変ありがたいんですが、土木の若手職員が最初からこれを使用すると、現場が分からずに大変なことになると思うので、気を付けてもらいたいということ。それとまた、雑誌によると、小規模事業者ですね。小さな会社がDXに取り組んでいるような紹介があったんですけど、大分版のDX推進は大切だと思っていますが、これをどのように進めていくのか。

最後は、女性の管理職ですね。今年、大分県は女性管理職の割合が高くなったという報道があったんですけど、今見たら建築に1人参事がいらっしゃるみたいですけど、土木は誰もいないということで、これは今からどのような解釈が出てくるのか。出てくると言うのはおかしな話ですけど、そういう女性の活躍は、民間にはちゃんとやりなさいとを追求しているんですけど、土木建築部内ではどうか、この三つお願いします。

**五ノ谷建設政策課長** まず1点目の、今ウクライナの情勢とか非常に厳しい中で、原油だとか、いわゆる資材単価が高騰するおそれがあります。先月の話ですと、まず、今までも労務単価が上がっていったので、3月15日に労務単価の改定を行っています。それにあわせて特例措置で、その後の契約について委託業務、それから工事について、受注者、発注者の協議の中で特例措置により単価を上げています。

また、以前の契約においてはインフレスライド等の対応も行っています。そして、さきほどの資材のことですけれども、4月15日に、まず資材、コンクリート関係、それから鉄筋関係も見直しと言いますか、改定を行っています。主要な資材の関係というのは年に2回見直しをするんですけども、私どもはそういった年2回だけではなくて、毎月確認していて、単価が非常に上がるような状況になれば臨時的な対応も考えていきたいと思っています。ですから、そういった土木関係、あるいは建築関係の業務

に必要な資材等の価格については、今後も十分確認していきたいと思っています。

それから2点目のDXの推進についてです。

さきほど、新規でDXの推進事業を今度立ち上げたと説明しましたが、一つは、やはり建設業界の人手が足りない、担い手が不足している、それから高齢化、また現場の作業環境などが3Kと呼ばれるように、非常に厳しい状況があります。一つは建設業界が魅力あるものになっていかなければいけない。それから、ICT等を活用して、省力化あるいは効率化を図っていかなければいけないところで、今回そういったDX推進事業で立ち上げています。

このICTを活用するにあたって、建設業者がまずICTを使うノウハウがない、内生ができないと申し上げればいいのかと思いますけれども、要は外部に出さなければいけないので、どうしても費用がかかってしまうと。あるいは建設機械にそういったICTを活用する装置を付けようとする高額な機器になるものですから、お金がどうしてもかかってしまう。そういったICTを活用した効率化になかなか踏み込めない状況があるので、そういったところを県が、ICTを活用した機械を導入する施工業者へ工面をしようというのが1点。

あわせて、さきほど木付副委員長から遠隔臨場の話もありましたけれども、そういった遠隔臨場の態勢がいつでもできるように、タブレット版のインターネットカメラを使い、事務所しながら現場の段階確認とか立会いができる体制を今後、強化していく。主にそういった事業をやっていきます。

**島津土木建築部長** 今の遠隔臨場の件で、木付副委員長から御心配をいただきました。若手が現場に行かなくなると困るんじゃないかということで、正に私も同じ意見です。職員といろいろな意見交換であったり、また訓示をさせていただく場面もあり、そのときに職員の皆さんに申し上げているのは、現場100回だと、現場には100回行けという意味なんですけど、現場には100の戒めがある、現場には100の答えがある、100の解があるということで、現

場に足しげく通うことが技術者にとって一番基本だと私も思っています。

現場に行くと、意図しないものが見えてきます。タブレットで遠隔臨場しても、業者が見せたいものしか見えない。一方、行ってみると五感でいろんなものに触れることができるし、また住民の方と意図せずいろんな話が聞けたりと、現場には現場の良さが本当にあると思っっているので、基本はまず現場に行く。しかし、それを補う意味で遠隔臨場を便利に使おうじゃないかと話しています。

それから、3点目の女性の管理職についてです。御指摘のとおり、建設産業は、土木建築部の職員だけではなく、全体として女性の入職率が低いという課題があります。全産業の平均は女性が約40%ですけど、大分県内では土木建築産業では11%ぐらいと。この30%の乖離の原因は、やはり3Kと言われるような職場でなかなか女性が働きにくい環境があり、ここの環境改善をまずやっていくことが一つ。

そして、それをちゃんとやっていることをPRすることも大事なので、今取組を進めています。

一方、県の女性職員は、土木の総合職の関係が40名、建築が11名います。管理職は今、御指摘いただいたとおり建築が1名、今年度は土木はいませんが、土木は初めて地方機関で課長が1人、本庁にも、今回初めて女性総括が1名おり、彼女たちの下に後輩がたくさんいるので、先輩が輝く姿を見て切磋琢磨していただくことを非常に期待しています。

**清田委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

**堤委員外議員** 単刀直入に、大谷室長に確認したいんだけど、4月から県営住宅の、条件付きだけれども、若干横を広げて単身者も入れようとなったのは、今現状はどうなっているか確認させてください。

**大谷公営住宅室長** 現状は正に今、調査中です。今年度からスタートして単身者、若年者、60

歳未満の方が、中層階も入れるようにと、それについて今、鋭意努力をしています。

**清田委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で令和4度行政組織及び重点事業等の説明を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

**樋口都市・まちづくり推進課長** 今年度、土木建築部において、策定を予定している計画等のうち、都市・まちづくり推進課が所管する計画の策定について御説明します。

資料の41ページを御覧ください。

表の1番目、大分県景観基本計画（仮称）について御説明します。本計画は、県における景観保全・形成の方針や市町村域を越えた広域的な景観特性、その保全・形成方針等を示すものです。これまで県では、景観法の趣旨に従い、基礎自治体である市町村が景観行政団体として中心的な役割を担い、市町村単独では対応が困難なものについては県が担うという方針の下、景観行政を進めてきました。今後は、県民、事業者、市町村、県が協働し美しい県土を守り育て、次代に引き継いでいくとともに、大分らしい良好な景観の保全・形成を図ることが重要となります。これを受けて、令和3年2月から専門家などで構成する大分県景観計画策定委員会が本計画策定に向けた御助言をいただき、さらに市町村で構成される大分県景観行政推進協議会では、市町村の課題や現状について議論を重ねています。

これらの検討を踏まえて、広域的景観の保全・形成の方針を示す大分県景観基本計画（仮称）を策定します。なお、本計画の公表は来年3月を予定しており、公表前に常任委員会で御報告します。

**藤内公園・生活排水課長** 続いて、公園・生活排水課が所管する計画の策定について御説明します。

同じページ、表の2番目、大分県生活排水処

理事業広域化・共同化計画について御説明します。本計画は、下水道など生活排水処理事業の運営効率化を目的に、広域化・共同化に向けた方針を示すものです。生活排水処理事業の運営については、施設の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員の減少による執行体制の脆弱化等により、年々厳しさが増していることから、その効率化を目的に、国から全都道府県に対して広域化・共同化計画の策定が要請されています。

これを受けて、本県において県と全市町村が参加する広域化・共同化検討会を平成30年度に立ち上げ、ヒアリング等による課題の把握から計画策定までの検討会を計7回開催してきました。これまでの検討状況を踏まえ、処理施設の統廃合など市町村や省庁の枠を超えた生活排水処理事業の広域連携計画を策定します。なお、本計画の公表は来年3月を予定しており、公表前に常任委員会で御報告します。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

**守永委員外議員** 景観基本計画に関してですけれども、例えば太陽光パネルとか風車とか、そういったことにも関わるような議論は出てくるのでしょうか。

**樋口都市・まちづくり推進課長** 現在の県内市町村の状況からまず御説明しますと、全市町村、景観行政団体になっており、うち14の市町村で条例や計画を既に立てています。これらの中で、各行政区の中での景観についての計画ですので、例えば、隣接するところで景観が隣のところから見えるとか、そういったエリア的な考え方も必要じゃないかという議論もあり、そういった中で保全していく趣旨で今回、計画を立てようと考えています。

その中で、議員おっしゃられたソーラーパネルとか風力発電とかについては、景観法は設置を規制する法律ではなくて、景観を保全してい

く、若しくはつくっていくという趣旨なので、規制とは違う整備になるかと考えています。

**守永委員外議員** 規制とは違うけど、保全はしていくときに、どういう折り合いになるのが非常に微妙と思うんですが。

**樋口都市・まちづくり推進課長** まずは、各市町村の計画の中で届出していただく範囲を設定します。その中で、届出の際に、例えば住民の意見であるとか、それからある一定の基準に合致しているかとか、そういった意見を言えるような立場になっていて、そういった形で市町村ごとに行うことになるんですけども、例えば、ある市でそういう届出が出た際に、これは隣接する市町村にも、若しくはこのエリアの市町村にも関係があるときに一緒に意見交換をすとか、そういった形で抑制と言いますか、抑制はないですけど、申請者に対して協議を行う。そういった形を取っていくスタイルになるかと思えます。

**清田委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、②の報告をお願いします。

**成瀬河川課長** 令和4年度大分川・大野川総合水防演習について御説明します。

資料の42ページを御覧ください。

本演習は九州各県の持ち回りで毎年開催しており、大分県では平成25年度以来、9年ぶりの開催となります。資料の左上、本演習の目的ですが、梅雨前線豪雨や台風などによる洪水発生に備え、国や県、市町村、防災関係機関等との連携を強化し、また地域住民の水防に対する理解と防災意識の高揚を図り、相互が連携、協働して水害に強い地域づくりを目指すため実施するものです。その下開催日時は、令和4年5月15日、日曜日の9時30分から11時30分の2時間ほどです。開催場所について、右上の図を御覧ください。本演習のメイン会場は、宗麟大橋下流の大分川左岸河川敷となっており、また、大分駅北口広場に設けるサテライト会場では、防災に関する広報活動を行います。

続いて、左側中段の主催ですが、国土交通省

九州地方整備局、大分県、大分市の共同開催となっています。参加予定団体として、大分川・大野川流域の市町村、消防団、陸上自衛隊、社会福祉協議会などの訓練参加を予定しています。演習内容ですが、6の内容に記載のとおり、大分川河川敷のメイン会場では、タイムラインに沿った総合水防演習を実施し、人命救助訓練やTEC-FORCE派遣訓練のほか、消防団による土のうなどを設置する堤防の決壊箇所応急復旧訓練を行います。サテライト会場では、本会場との中継や防災トークショー、大分市消防団によるまといふり実演、災害ボランティア体験など様々な催し物を行います。なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、サテライト会場の実施を延期するなどの対応をとることがあります。

そのほか、当日の天候等により実施が延期・中止になる場合もあります。また、本演習は正副委員長及び大分川・大野川流域の関係市選出の議員の皆様へ出席についての御案内をしているので、よろしく願います。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、③の報告をお願いします。

**樋口都市・まちづくり推進課長** 続いて、宅地造成等規制法の改正について御説明します。

資料の43ページを御覧ください。

左上の1法案の背景・概要ですが、令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえて、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、宅地、森林、農地などといった土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することを目的に通称盛土規制法案が令和4年3月1日

に閣議決定しました。この法案では国が基本方針を策定し、その方針の下、都道府県等が災害の防止対策に必要な基礎調査の実施、宅地造成等工事規制区域や特定盛土等規制区域の指定、また規制区域内の盛土等に関する工事の許可、中間・完了検査を行うことになっています。

次に左下、2法案のポイントですが、①スキマのない規制、②盛土等の安全性確保、③責任の所在の明確化、④実効性のある罰則があげられます。なお、右上に記載している、3の国が示す今後の見通しですが、令和4年6月に同法が成立予定であり、令和5年6月から施行予定です。また、規制区域を指定するための基礎調査や区域指定の実施要領（案）や許可に係る技術的基準（案）といったガイドライン等は令和4年9月頃公表予定です。

国から示されるガイドライン等の全容が明らかになっていない状況ですが、国や他県の動向を注視しつつ、適切に対応していきます。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

**守永委員外議員** 盛土ではないんですが、削る場合も一定程度の深さ、削る場合は届出等が必要というのがあったと思うんですけども、最近、盛土の事案ばかりが目立って、削る場合の規制があることについてはあんまり議論にされていないんじゃないかなというのと、結構、大分市内できちんと届出がされているのかなという事案も心配されているので、今そちらについてはどのような状況か、教えていただければと思います。

**樋口都市・まちづくり推進課長** 盛土も切土もですけども、現宅地造成等規制法等の中での範疇で申し上げれば、まずは、大分市内であれば大分市が中核市としてやっていますけれども、許可等の範疇であればオーケーでしょうけれども、現況は宅造規制区域の中での話なので、今回の改正の趣旨は、そういった宅造区域外のと

ころ、若しくは住宅地域外のところでそういった盛土が行われたときに土砂崩壊に対しての安全性を担保しようという趣旨です。

したがって、切土によって、例えばももとの地盤が弱くなる地盤の問題、そういったところについても今後、技術的基準やガイドライン等の中で示されるかもしれませんが、この辺がまだ、今回の法案の改正について情報が入っていない状況なので、そういったのを含めて、今後我々も注視していきたいと思っています。

**清田委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**小川委員** 災害対応等、一生懸命していただいて感謝をしていますが、何せ、多岐にわたっての災害復旧で、まだ全く手つかずのところはかなりあるんですね。何とかこれもしていただきたいということで、予算措置は出てきているんですが、恐らく不調等が重なって、そのような手つかずのところがあるということで、申し訳ないんですけども、引き続き、業者に少し応援もいただいて、災害復旧を早めていただきたい。というのも、また今年、雨期を迎えて、大分に台風等が来なければいいんですけども、そういったのがあると、関連して災害が起きると思っているので、ぜひ引き続きお願いをしたい。

それと同時に、災害復旧に、業者が一生懸命なる余りに、一般道路の県道辺りの改良拡幅工事がどうしてもおろそかになる。言い方がいいのか分かりませんが、業者がいわゆるフェアじゃないというのが本音だろうと思いますが、そういったところも一般県道辺りの改良拡幅もさきほどの関連で、ぜひよろしくお願いをしたいと思っています。

それから、全くもってこれは、本来この場で言うべきではないかもしれませんが、人事異動ですね、これはお互い人事は付きものですから仕方ない。適材適所といえばそうなるか

もしれませんが、今回、あまりにもこの人事異動が大きくあって、例えば、玖珠土木事務所の中を見ても、今まで所長、次長、課長、そして担当者の大体5人で協議をしていたんですが、4人が全員替わってしまったんですね。災害復旧の場所の地名等を言うんですけど、やっぱり誰でも最初、知らないところに行けばちんぷんかんぷんというのは分かるので、地図上で説明したりするんですけども、まだ地域の実情が把握できないがために、そのような状況になっている。お互いに現地にも——さきほど部長が言ってくれたんで良かったんですけど、現地と一緒に行って話さないと状況が把握できていないということで、同じようなことを言ったんですね。まだ手つかずのところもあったり、工事の状況で地域住民の皆さんの要望が思うように伝わっていないこともあるので、何とかこれは人事でも、せめて半分ぐらいにさせていただけるとありがたいので、皆さんに直接言っても無理ですけども、こういう要望は出たことをぜひ人事課へお願いしてもらいたいと思っています。

それから、多くなって申し訳ないけど、玉来ダムが今度、秋口ぐらいから水をためると聞きました。玉来ダムが完成すれば、次のダム建設の計画は莫大な予算がかかるので、すぐにはそうならないと思っているけれども、洪水調節ダムで、かつて猪牟田ダム建設構想があったんですけども、地質があまりよくないと、漏水等が考えられるということで頓挫してしまったんですね。ただ、あれはスリットダムというんですかね、雨期というか、豪雨時に一時的に水をためて通常の水だけを流す。そうするだけでも下流域に防災とまではいかないけれども、減災は考えられるので、さきほど玖珠川の日田天瀬の関連がありましたが、そういったところにも影響が及ぶので、私は水をためて多目的に利用することが目的じゃなくて、豪雨のときにその河川の水をストックする目的でのダム建設も少し視野に入れておいていただけるとありがたい。というのも、現状の飯田高原中村線という県道があるんですけども、急傾斜の中に道路があって、河川が横を流れている状況で、どうして

もこれが周辺の崩落、崩壊、これでまた道路の通行止めが毎年起こるので、そういうダムによって上流辺りと言うか、上部というんですかね、それをするによって兩岸の崩落などの対応ができるのではないかと考えています。

これは簡単にいく問題じゃないと思っていますけれども、いろんな意味での治水と言うんでしょうか、そういった関連の中で、ぜひお願いをしたいと思っています。

それから、あと1点、中九州横断道路の関連です。これもずっと市町村の要望で、国にもかつて要望に行ったんですね。大分県は、この中九州横断道路に一生懸命なっているけれども、熊本県はほとんどこれに口を出さないとか、三船ぐらいから延岡に抜ける道路、こっちに重点を置いていて、ほとんど交渉の中でそういう言葉が出ないので、私もかつて熊本県側もやっぱり声を上げてほしいと、大分県だけが言ってもなかなか国もその辺の響きが悪いという話をしてきました。中九州横断道路も、今竹田まで行っているから、これから先もどンドン積極的に働きかけをして進めていってもらいたいし、逆に熊本県側にもそのような促しと言うんでしょうか、その部分は我々の部分かもしれません。できるところは精いっぱい頑張っていきたいと思っているけれども、そのようなことで、私が今言ったのはその他がいいのか、どこでいいのかよく分かりませんでしたけれども、そういう状況をお知らせして、また要望もしていきたいと思っています。よろしく願いしておきます。

**清田委員長** 多岐にわたる要望、御意見でしたけれども、もし御見解を述べるところがあったら。

**島津土木建築部長** いろいろと御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、1点目の災害復旧事業のまだ手が付いていないという御指摘です。

令和2年の7月豪雨の災害については、なかなか御指摘のとおり不調、不落も出ていまして、玖珠管内においては中津のエリアまで応札できる業者を拡大するなどの取組により、一部用地ができていない特殊な事案を除いて、全て契約

済みです。順番に工事をしている関係で、現場にまだ入れていないところもあるかと思いますが、今年度末までには全てめどをつけることを目標に、今、鋭意頑張っています。

それから2点目、一般の改良事業等もぜひ進めてくれということで、これもおっしゃるとおりです。並行して、強靱化をはじめ、改良事業等も進められるようにしっかりと頑張っていきたいと思っています。

それから3点目、人事のお話をいただきました。これはなかなか、世代交代とか、退職者が多くいますと、そこが抜けた分また補充するといいますか、異動がどうしても伴い、それを回すときに、結果としてそういう異動を行う事例があります。我々も最大限そこは配慮しながら、話をしていますが、何と言っても適材適所で配置をしていますし、何よりも、異動した後に地域の方に御迷惑をかけないようにしっかりと引継ぎをすることが大事です。組織全体でそこをカバーしていくことが大事なので、改めてそこは、周知徹底をしていきたいと思っています。

それから、4点目の玉来ダムの話もいただきまして、猪牟田ダムの建設をという御指摘です。

御指摘いただいたとおり、猪牟田ダムについては地質等の影響があつて、国土交通省が所管をしていましたけれども、中止になっています。なかなかダム建設は大規模で、そういった技術的な課題もあるので、現在、筑後川流域はもとより県内全域で流域治水という考え方で、ダムも入りますが、いろんな手法を用いて流域全体で治水効果を高めていく取組をしています。

そういった長期的な視点で取り組むべきことと短期的に対応できることを組み合わせながら、しっかりと治水効果を高めていきたいと思っています。

それから、5点目に中九州の熊本側のお話をいただきました。御指摘のとおり24災、平成24年に滝室坂で土砂崩壊があつて、それまでは熊本側の中九州道は全く整備がされていまして、大津で5キロメートルほど事業化されていたんですけど、現道の4車線化を優先するというので、休止をされていました。そういった

具合で、なかなか大分に向いていなかったという実態は、御指摘のとおりです。

しかしながら、24災を受けて、さらに平成28年の熊本地震がありまして、その際に大分から支援物資等、特に油関係ですね、中九州道を使って熊本に運んだ経験を踏まえて、熊本側もこれは大事な道路という認識が出てきました。平成24年以降、熊本と大分の両県知事が一緒になって要望活動を近年やっており、関係市町村も熊本側と大分側、連携して今、要望をしていただいています。

今年も4月5日か6日に上京して道路局長等に御要望もいただいたと聞いているので、引き続き、熊本県と一緒に要望活動を連携してやっていきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」という者あり〕

**清田委員長** ほかにないようなので、これをもって土木建築部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

**清田委員長** これより、内部協議を行います。

まず、県内所管事務調査についてです。前回の委員会で示した行程案に対して、若干の変更があったので事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**清田委員長** 以上事務局に説明させましたが、御質疑等はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

**清田委員長** それではこの案で決定します。

欠席や別行動となる場合は、その都度早めに事務局に連絡してください。

今後、細部について変更があった場合は、委員長に御一任願います。また、調査の際の服装についてですが、例年、上下とも県議会の作業着を着ていますが、今年度も同様でよろしいでしょうか。

〔協議〕

**清田委員長** それでは、上下とも夏の作業着を

着用することとします。

次に、県外所管事務調査についてです。

例年、初委員会で日程等について協議していますが、現在、新型コロナウイルスの影響で、他県への視察はまだ判断が難しい状況となっています。県外調査の実施の時期等については、他県の状況も踏まえ、改めて6月の第2回定例会で協議したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異義なし」という者あり〕

**清田委員長** それでは、そのようにします。

次に、その他ですが事務局から委員会説明資料に関して、委員の皆様を確認があるので説明させます。

〔事務局説明〕

**清田委員長** 以上事務局に説明させましたが、委員の皆様のお意見を伺います。

〔協議〕

**清田委員長** それでは、第2回定例会の常任委員会からは、説明資料はタブレットでのデータ提供を原則として、紙資料は予備的に用意することとしたいと思います。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」という者あり〕

**清田委員長** 別にないようなので、これをもって土木建築委員会を終わります。

お疲れ様でした。